

現在使っている国民健康保険・後期高齢者医療保険の

資格確認書は、7月31日(金)で有効期限が切れます。

マイナ保険証の保有状況に応じて「資格情報のお知らせ」又は

「資格確認書」が届きます。

7月31日(金)を過ぎても
資格確認書等が届か
ない場合は、右記にお
問い合わせください。

☎健康保険課国保・年金係 ☎8271 (市役所1階)

ID 2994

有効期限が到来した
資格確認書等は、
ハサミなどで小さく切って
自分で処分してください。

●国民健康保険

「マイナ保険証」を持っていない場合

「資格確認書」(右画像)が届きます。医療機関等の窓口
で、資格確認書を提示してください。

「マイナ保険証」を持っている場合

70歳以上の人には、「資格情報のお知らせ」(下画像)
が届きます。医療機関等の窓口でマイナ保険証を提示し
てください。何らかの理由で資格確認が行えない場合は、
「資格情報のお知らせ」とマイナンバーカードを併せて提
示してください。70歳未満の人には、何も届きません。

※今回から国民健康保険の限度額適用認定証は自動更
新されません。必要な人は自身で更新手続を行ってく
ださい。マイナ保険証を利用している人(長期入院該
当者を除く)は、限度額適用認定証の更新・提示は不
要です。



◀限度額適用認定証の申請はこちらから

資格情報のお知らせ▼

資格情報のお知らせ (保険者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合	3割		
資格取得年月日	平成〇〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、スマートフォンの資格情報画面
をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンを
お持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診い
たいただけます)。

下部を切り取ってご利用いただけます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ
令和〇〇年〇月〇日発行
(保険者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 3割

受診の際にはマイナ保険証が必ず必要です

A4サイズの用紙です。
右下を切り取って利用できます。

▼資格確認書

新しい資格確認書は朱色です！

大分県
国民健康保険
資格確認書

有効期限 令和 年 月 日

記号 日国 番号 0123456 (枝番) **
氏名
生 年 月 日 性別 *
適用開始年月日
交付年月日

世帯主氏名
住所

保険者番号 440040 交付者名 日田市

●後期高齢者医療保険

■85歳以上の人、84歳以下でマイナ保険証を普段から
利用していない・持っていない人には、「資格確認書」
(下画像)が届きます。医療機関等の窓口で、資格確
認書を提示してください。

■84歳以下で、次の条件を満たす人には、「資格情報の
お知らせ」(左画像)が届きます。
・過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用している人
・2～4月の間にマイナ保険証を利用している人
医療機関等の窓口で、マイナ保険証を提示してくださ
い。何らかの理由で資格確認が行えない場合は、「資
格情報のお知らせ」とマイナンバーカードを併せて提示
してください。

▼資格確認書

新しい資格確認書は水色です！

後期高齢者医療資格確認書 有効期限 令和9年7月31日

被保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 見本

氏 名 〇〇 〇〇

生 年 月 日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 〇

資格取得年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

負担割合 〇割

有効期日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

限度区分 〇

有効期日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

長期入院該当日

特定疾病区分・有効期日

保 険 者 番 号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

保 険 者 名 大分県後期高齢者医療広域連合 印

令和8年度の国民健康保険税が決定しました

令和8年度から新たに、子ども・子育て支援納付金分が追加されましたが、医療分の税率等を引き下げ、全体の税率は据え置きとしました。また、国の制度改革に伴う限度額の引き上げ、及び軽減判定所得基準の見直しは、下記のとおり行います。なお、子育て世帯の負担軽減のため、引き続き、日田市独自の子どもの保険税の減額を実施します。

▶国民健康保険税の計算方法

令和8年度 国民健康保険税の税率(額) ※【】は前年度比です。(年額)

	算出方法 (所得のある個人毎に計算)	医療分	後期高齢者支援分	介護分	子ども・子育て 支援納付金
所得割額	(令和7年中の総所得金額等－ 基礎控除43万円)×右記税率	8.03% 【－0.31%】	3.15%	2.26%	0.31%
均等割額	被保険者1人あたり	2万3,800円 【－1,000円】	9,100円	9,600円	900円
18歳以上 均等割額	18歳以上の被保険者 1人あたり	－	－	－	100円
平等割額	1世帯あたり	1万7,900円 【－600円】	6,800円	5,100円	600円
限度額	1世帯あたりの最高額	67万円【+1万円】	26万円	17万円	3万円

※子ども・子育て支援納付金分の均等割額について、18歳未満は10割軽減されます。

▶低所得者の軽減制度

世帯主及びその世帯の国民健康保険加入者の所得の
合計額が一定金額以下の場合、その世帯の「均等割額」・
「18歳以上均等割額」・「平等割額」が軽減されます。

軽減割合	所得基準額
7割	43万円+(給与所得者数の数-1)×10万円以下
5割	改正前 43万円+(30.5万円×被保険者数)以下
	改正後 43万円+(31万円×被保険者数)以下
2割	改正前 43万円+(56万円×被保険者数)以下
	改正後 43万円+(57万円×被保険者数)以下

▶子どもの国民健康保険税を減額

国民健康保険加入者のうち、中学生までの保険税均等
割額を1人につき2分の1減額します。
※所得等によって軽減の対象となっている世帯は、軽減後
の額を2分の1減額します。

☎健康保険課国保・年金係(資格確認書に関すること)
☎8271(市役所1階)
税務課市民税係(国民健康保険税に関すること)
☎8396(市役所1階)

国民健康保険税の本算定(※1)の納税通知書を送付します

納税通知書及び納付書は、7月中旬に国民健康保険の加入者がいる世帯主宛てに送付します。

※1 今回確定した税率と令和7年中の所得額や国民健康保険に加入している人数などによって、
年間の税額を決定するもの



口座振替の
Web申込みは
◀こちらから

■納付方法

①納付書・口座振替(普通徴収)

年間の税額から仮算定の税額を差し引いて、7月から
令和9年3月までの9か月で分割した額を、税務課及び
各振興局・振興センター、金融機関、コンビニエンスス
トア、スマートフォン決済アプリで納付

②公的年金から天引き(特別徴収)

年間の税額から4・6・8月に仮徴収された税額を差し
引いた額を、10・12月・令和9年2月の3回に分けて、
公的年金から差し引いて納付

■国民健康保険税の減免

次に該当する場合は、申請によって税額が減免される
場合があります。

- ・災害などによって生活が著しく困難になった人
- ・生活保護法による生活扶助を受けている人又はこの状
況に準じると認められる人

※倒産や解雇等によって離職した人に対する軽減制度も
あります。申請が必要ですので、健康保険課国保・年
金係(☎8271)にお問い合わせください。